

第 30 回士別市農業委員会総会議事録

令和 5 年 11 月 27 日

士別市農業委員会

第30回 士別市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年11月27日（月曜日）
午後 1時30分開会
午後 2時00分閉会

2. 開催場所 第2庁舎大会議室

3. 本日の会議事件

開会宣告

議事録署名委員の指名

諸般の報告

- | | | |
|------|-------|----------------------------|
| 日程第1 | 報告第1号 | 利用権設定等促進事業に係る嘱託登記について |
| 日程第2 | 報告第2号 | 士別市農業経営改善計画の認定について |
| 日程第3 | 議案第1号 | 土地の現況証明書の交付について |
| 日程第4 | 議案第2号 | 農用地利用集積計画の取消について |
| 日程第5 | 議案第3号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第6 | 議案第4号 | 関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出について |

出席委員（26名）

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 上野浩二君 | 2番 | 湯浅悦子君 |
| 3番 | 山下篤君 | 4番 | 松井薫君 |
| 5番 | 古川昇君 | 6番 | 新田康仁君 |
| 7番 | 森野良次君 | 8番 | 鈴木淳一君 |
| 9番 | 寺崎徳仁君 | 10番 | 中澤弘幸君 |
| 11番 | 工藤修一君 | 12番 | 岡崎京子君 |
| 13番 | 本間一明君 | 14番 | 柳眞由美君 |
| 16番 | 遠藤英俊君 | 17番 | 沼舘初男君 |
| 18番 | 鈴木茂樹君 | 19番 | 佐久間弘美君 |
| 20番 | 渡辺亨君 | 21番 | 村上幸博君 |
| 22番 | 栗本勝君 | 23番 | 中山義隆君 |
| 24番 | 鈴木庄一郎君 | 25番 | 小野寺悦子君 |
| 26番 | 木下一彦君 | 27番 | 保科隆志君 |

出席説明員（4名）

- | | |
|------|-------|
| 事務局長 | 林秀忠君 |
| 主査 | 梶山賢一君 |
| 主査 | 小林泉君 |
| 主事 | 佐々木濤君 |

4. 会議の概要

(午後 1時30分 開会)

●議長（保科隆志君）

第30回農業委員会総会を招集しましたところ、ただ今の出席委員は26名であります。定足数を超えておりますので、総会は成立いたしました。直ちに会議を開きます。

本総会の議事録署名委員には、26番 木下一彦委員、5番 古川昇委員を指名いたします。ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○事務局長（林 秀忠君） ご報告申し上げます。

初めに、委員の欠席についてであります。「梅津委員」から欠席の届出がありました。

次に、本日の議事日程につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

●議長（保科隆志君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、報告第1号 利用権設定等促進事業に係る嘱託登記について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 農業経営基盤強化促進法第21条の規定により、嘱託登記を完了したので報告いたします。

番号1番、権利者、●●●●、義務者、●●●●外36件について、嘱託登記を完了いたしました。以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。

なお、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、本案件中、番号13番、14番について、鈴木茂樹委員、15番について、松井委員の発言はご遠慮願います。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第1号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第2、報告第2号 士別市農業経営改善計画の認定について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定に基づき、農業経営改善計画の認定通知がありましたので、報告いたします。

番号1番、●●●●の再認定がありました。

なお、累計は、先月比増減無しの418件となっております。
以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第2号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第3、議案第1号 土地の現況証明書の交付について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（小林 泉君） 農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願いがありましたので、証明書交付の可否についてご審議願います。

番号1番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、朝日町三栄、地番、●●●●、地目、公簿、畑、現況、原野、面積1,615㎡、証明の必要理由、地目変更登記。

本申請地につきましては、農家台帳ですでに非農地登録されており、現在も原野として利用されている土地であります。

番号2番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、上士別町25線北、地番、●●●●外10筆、地目、公簿、田・畑、現況、山林・原野・雑種地、面積、あわせて43,334.58㎡、証明の必要理由、地目変更登記。

本申請地につきましては、農家台帳ですでに非農地登録されており、現在も山林・原野・雑種地として利用されている土地であります。

番号3番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、武徳町44線東、地番、●●●●外2筆、地目、公簿、畑、現況、宅地、面積、あわせて1,941㎡、証明の必要理由、地目変更登記。

本申請地につきましては、昭和58年及び平成20年に格納庫、昭和63年に住宅を建設し、現在も宅地利用されています。本来、転用案件であります。士別市農業委員会の「特別な事情がある場合の現況証明の取り扱いについて」により、非農地になってから、15年以上が経過しているため、現況証明をするものであります。

現地確認につきましては、番号1番と番号2番は10月27日に、番号3番は11月9日に、いずれも各担当地区農業委員3名又は5名により実施をしております。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

-
- 議長（保科隆志君） 次に、日程第4、議案第2号 農用地利用集積計画の取り消しについて、事務局より内容の説明をいたします。

- 事務局（相山賢一君） 農業経営基盤強化促進法の基本要綱第9の4の規定に基づき、農用地利用集積計画の取り消しについて、ご審議願います。

番号1番 令和5年10月27日の総会において、集積計画の決定をいたしました、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、●●●●、地番●●●●外51筆、地目、田、畑、用悪水路、面積 あわせて 330,950.67㎡ につきまして、経営移譲を取り消す旨の申出があり、農用地利用集積計画を取り消しするものであります。

以上で報告を終わります。

- 議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、議案第2号は終了いたします。

-
- 議長（保科隆志君） 次に、日程第5、議案第3号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より内容の説明をいたします。

- 事務局（相山賢一君） 農業経営基盤強化促進法 第18条の規定に基づき士別市より提出のあった、農用地利用集積計画の内容についてご審議願います。

番号1番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、南士別町、地番、●●●●外40筆、地目、田・畑、面積 217,026.37㎡、賃貸料、公社買入価格の2%で●●円、理由については、農地売買等事業により借り受けるためであります。

番号2番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、下士別町（40・41線東）、地番、●●●●外4筆、地目、田・用悪水路、面積 37,970㎡、賃貸料、公社買入価格の2%で●●円、理由については、農地売買等事業により借り受けるためであります。

番号3番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、下士別町(40・41線東)、地番、●●●●外21筆、地目、田・畑・用悪水路、面積171,485㎡、賃貸料、公社買入価格の2%で●●●●円、理由については、農地売買等事業により借り受けるためであります。

番号4番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、中士別町(6線西)、地番、●●●●外16筆、地目、田・畑、面積92,809㎡、賃貸料、公社買入価格の2%で●●●●円、理由については、農地売買等事業により借り受けるためであります。

番号5番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、中士別町(6線西)、地番、●●●●外9筆、地目、田・畑、面積44,450.74㎡、賃貸料、公社買入価格の2%で●●●●円、理由については、農地売買等事業により借り受けるためであります。

番号6番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、武徳町(47線東)、地番、●●●●外14筆、地目、田・畑、面積74,739㎡、賃貸料、公社買入価格の2%で●●●●円、理由については、農地売買等事業により借り受けるためであります。

番号7番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、武徳町(41線・42線東)、地番、●●●●外17筆、地目、田・畑・用悪水路、面積143,704㎡、賃貸料、公社買入価格の2%で●●●●円、理由については、農地売買等事業により借り受けるためであります。

番号8番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、武徳町(46線東)、地番、●●●●外2筆、地目、田・畑、面積47,730㎡、賃貸料、公社買入価格の2%で●●●●円、理由については、農地売買等事業により借り受けるためであります。

番号9番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、武徳町(44線東)、地番、●●●●外10筆、地目、田・畑、面積77,936㎡、賃貸料、公社買入価格の2%で●●●●円、理由については、農地売買等事業により借り受けるためであります。

番号10番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、多寄町(31線東)、地番、●●●●外5筆、地目、田・畑、面積43,218㎡、賃貸料、公社買入価格の2%で●●●●円、理由については、農地売買等事業により借り受けるためであります。

番号11番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、多寄町(39線東)、地番、●●●●外5筆、地目、田、面積43,470㎡、賃貸料、公社買入価格の2%で●●●●円、理由については、農地売買等事業により借り受けるためであります。

番号12番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、上士別町(28線南)、地番、●●●●外2筆、地目、田、面積102,135㎡、賃貸料、公社買入価格の2%で●●●●円、理由については、農地売買等事業により借り受けるためであります。

番号13番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●外11筆、地目、田・畑、面積139,837㎡、賃貸料、公社買入価格の2.75%で●●●●円、理由については、農地売買等事業により借り受けるためであります。

以上、13件の計画については、農業経営基盤強化促進法 第18条第3項 第1号に規定する、士別市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしています。

以上で 説明を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。

なお、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、本案件中、番号 7 番について松井委員、番号 9 番について鈴木茂樹委員の発言はご遠慮願います。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第 6、議案第 4 号 関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（相山賢一君） 議案第 4 号、関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出についてご説明申し上げます。

本意見につきまして、農業委員会に関する法律の第 38 条にもとづき、農地等の利用の最適化の推進に関する事項の事務をより効率的かつ効果的に実施するため、必要があると認めるとき、改善についての具体的な意見を提出するもので、農地等の利用の最適化の推進に関する施策に関わる農業・農村の問題を幅広くくみ上げた現場の意見が反映されることが求められるものです。詳細につきましては、別紙のとおりであります。

以上 ご審議をお願いいたします。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 4 号は原案のとおり可決されました。

●議長（保科隆志君） 以上で、本会議に付議されました、全ての案件の審議を終了いたしました。

第 30 回総会は、これをもちまして閉会いたします。

(午後 2 時 00 分 閉会)